

成年後見制度利用促進専門家会議 第9回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第9回 成年後見制度利用促進専門家会議
議事次第

日 時：令和3年7月30日（金）15:00～17:00
場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ（案）に関する意見交換

3. 閉会

○大森委員長 定刻となりましたので、ただいまから第9回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催いたします。

皆さん方、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。よろしくお願いたします。本日もWeb会議システムを活用しての実施となります。傍聴席は設けてございませんで、動画配信システムでのライブ配信によって一般公開する形になっております。

それではまず、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をいただきます。

○成年後見制度利用促進室長 成年後見制度利用促進室長の松崎です。本日もよろしくお願いたします。

それでは出席状況を御説明いたします。参考資料1ですが、御覧のとおりの出欠状況となっております。

なお、本日は、山本副大臣が御臨席でございます。

続いて、Web会議における発言方法を確認します。発言される場合は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用ください。発言者は委員長から指名いたしますので、指名に基づき御発言をお願いいたします。「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず発言希望の御意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、Web会議システムの「チャット」機能等で会場へ御意思を伝えることも可能です。ただし、原則としてはZoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いします。

なお、チャット機能等で記入いただいた内容はWeb会議の画面、配信動画におきましても表示されます。この点、御承知おきください。よろしくお願いたします。

○大森委員長 本日、この前お願いしてございますように、次期の基本計画に係る中間的なとりまとめ案、素案を事務局に用意していただけるように私からお願いたしましたして、事務局のほうでその案を考えて、一度各委員の皆さん方に御意見を伺った上で本日の案になってございますので、それを前提にこれから意見の交換をいたしたいと思っています。

それではまず、資料の説明を事務局からお願いします。

○成年後見制度利用促進室長 それでは、資料といたしまして資料1が「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ（案）」ということで、こちらが3月以降の専門家会議とワーキング・グループの議論、現行の基本計画をベースに事務局がまとめたものとなっております。本日はこの資料をベースに意見交換を行いたいと存じます。

中間とりまとめ（案）の説明に入りますけれども、極めて分量が多いため、事務局として参考資料4の概要に基づいて説明を行います。

なお、各委員さんには、先ほどもお話がありましたとおり、事前に資料1を御覧いただいているところです。

それでは、中間とりまとめ（案）の概要の説明に入ります。

まず2ページです。全体の構成になります。最初に、前文として基本的な考え方、これ

は後ほど御説明いたします。あと、大きく2つの章に分かれております。「I 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化」、これが地域連携ネットワークワーキング、上山主査に御担当いただいたものの内容をまとめたものです。そして、「II 本人のための成年後見制度の運用改善等」というのが成年後見制度運用改善等に関するワーキング、これは新井主査に御議論進めていただいたものをまとめたということになっております。

Iのほうは、基本方針を前提とした上で各取組を記載するといった流れになっているということでございます。まず、Iに関連してでございます。こちらが中間とりまとめに当たっての基本的な考え方ということで、2ページで言えばこの○のところに該当するものになります。

地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来との関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、全ての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものということです。

次期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるということでもあります。

この資料自体は、前回の専門家会議で、「地域共生社会と権利擁護支援の関係について」というものを示して、当日、委員の皆様のお意見をもとに修正を行ったということになります。地域共生社会の実現に向けてということで、権利擁護支援の地域連携ネットワーク、数々ございます。そういった中で、基本的な考え方ということで、本人を中心にした支援、活動の共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を進めた上でそれに取り組んでいくために意思決定支援と虐待等を含めた権利侵害からの回復、こういったものを主な手段として判断能力が不十分な方が地域社会に参画して、ともに自立した生活を送れるようにしていくと、こういった活動の支援だという位置付けということでもあります。

こういった考えをベースに、各種の地域の様々な活動のネットワークによって取り組んでいくと、こういったことを示しているものでございます。

次でございます。こちらが「権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針」ということで、目次で言えば、ちょうど1番のところに該当するものになります。

基本方針としては、こちらでも記載ありますけれども、今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加して、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化、増大する見込み等に対応して、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため取組を行うということでもあります。

具体的にはということで、こちらの文章、分かりやすく書いているのが下に図示されて

いるものになります。左手、「現行計画における地域連携ネットワークづくりの方針」ということとありますが、こちらは市町村における中核機関の整備を通じた地域連携ネットワークの構築の推進ということで、市町村、中核機関を中心に、まずは広報、相談から進めていくといった形で進んできたということとあります。

ただ、こちら、中核機関を中心としたスキームであるということと課題として挙げていますが、人口規模が小さく社会資源が乏しい町村部などで中核機関との体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいないということがあります。併せて、中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい、こういったところがあります。

それを受けてということで、「次期計画における地域連携ネットワークづくりの方針」ということとあります。3つ掲げております。1つ目が都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進です。こちらにありますとおり、都道府県が市町村に対して、中核機関も含めてですけれども、体制整備を後押ししていく。その上で、2つ目が多様な主体による権利擁護支援の機能強化ということです。こういった中核機関、今までプレーヤーという形で進めてきたのですけれども、こういったものをコーディネートする機能を強化していくということで、地域の方々、地域の互助、そして福祉の関係者、そして成年後見制度ということなので司法関係者もいらっしやいます。こういった方それぞれの、先ほど申し上げました権利擁護支援の機能を強化していくといったことを進めていく。その上で、地域連携ネットワークのそれぞれの関係者の連携協力体制を強化していく。それぞれの機能を上げた上でつなげていく。特にこれはこれまで広報、相談を中心として、成年後見の利用促進であったり、あるいは後見人支援、要は実際制度をいかに円滑に利用するかということに進んでいく中で、こういった三者の連携というのは必須になってくるのではないかと構成としています。

続きまして、Iのところの具体的な記述ということでございます。「権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化」に関する取組ということになります。まず、地域連携ネットワークでありますけれども、こちらは全国どの地域でも尊厳を持ったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにするという観点から、市町村が主体となって取り組む必要がある。この際、地域の実情に応じ、柔軟な実施体制を検討する必要があるということです。

権利擁護支援を必要としている人の中には、孤独・孤立の問題を抱えている人がいらっしやいます。こうしたことから、制度による対応だけでなく、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援等も重要です。そのため、地域連携ネットワークづくりは地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の取組と有機的な連携を図りつつ、総合的に進めていく必要があります。

以上を踏まえた上で、地域連携ネットワークの持続的な機能強化を図るため、取組を進めるということです。

①が、先ほど御覧いただきましたこの①に対応するものです。「都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進」ということです。まず、都道府県の基本的な役割ということで、都道府県は、管内市町村の体制整備の推進や市町村単位では解決が困難な広域的な課題への対応など、市町村では担えない役割が期待され、特に、小規模市町村などにおける地域連携ネットワークづくりを促進するということでもあります。

「市町村体制整備支援の機能強化と具体的支援・取組」ということになります。まず、都道府県は、「市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみ」、そして「市町村の地域連携ネットワークづくりを後押しするため、都道府県でも、家庭裁判所や、専門職団体、都道府県社会福祉協議会、当事者団体等との連携のしくみ」をつくるということになります。

その上で、「継続的な研修の実施」、「実態把握等」、「市町村等への情報提供や相談対応」、そして「市町村の課題に応じた支援や調整の実施」、「都道府県自らの取組の実施」、例えばということでこちらに掲げておりますけれども、こういったことを行いまして、管内市町村の体制整備を始めとした取組を進めるということでもあります。

国としては、こういった都道府県が取組を進めることができるように、都道府県職員向けの研修であったり、専門アドバイザーの養成、好事例の共有などを行うということでもあります。

そして、次は「多様な主体の権利擁護支援の機能強化」ということになります。各サークルの機能を向上していくということです。「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化」ということです。都道府県等は、専門職団体の協力を得まして、親族後見人や市民後見人等に対しまして、意思決定支援研修等を継続的に行う。市町村・中核機関は、地域住民や福祉・司法の関係者等に対して、権利擁護支援に関する研修を行う。そして、互助・福祉・司法の支援を効果的に行うために、国は、オンラインの活用、あるいは意思決定支援の指導者養成、成年後見制度利用促進ポータルサイトでの最新の情報等の紹介などに取り組むとしております。

そして次が「担い手の確保・育成等」ということです。国、地方公共団体、地域の関係者は、それぞれの役割に応じて、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の確保・育成を継続的に行います。

市民後見人の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現に資する人材育成や参加支援、地域づくりなどの観点から進める。市民後見人が全国各地で育成され、意思決定支援など幅広い場面で活躍できるよう、関係機関が綿密に連携して取り組む。そして、地方公共団体と家庭裁判所等が連携して、育成方法、支援体制のあり方、市民後見人の選任に適した事案のイメージ等について情報共有・意見交換を図るとしております。

法人後見は、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していきます。国は、養成研修プログラムの検討、虐待等の支援困難な事案の後見業務を広域で実施する法人に都道府県・市町村が

関与するしくみ等を検討するということになります。

そして、「成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化」ということです。国は、地域の関係者が本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるようにするための「チェックシート」を各地域に周知します。

そして国は、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるように実施体制の強化を行うとともに、同事業の効果的な実施方策を検討するということです。

そして3番目です。「地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化」です。1つ目です。「中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化」です。中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての広報・相談機能や、受任者調整・後見人支援の持続的な強化を図ります。

市町村・中核機関は、コーディネート機能及びその前提となる情報収集能力を強化するため、アウトリーチによる潜在化した権利擁護支援のニーズ等の情報収集や、権利擁護支援に関する知見のある専門職の配置等による専門的助言の確保に努めます。

次です。「権利侵害の回復支援における市町村の対応」です。市町村長申立が適切に実施されるため、都道府県による実務を含めた研修の実施や市町村への個別の働きかけのほか、国は、審判請求に係る市町村間の調整の円滑化、市町村申立の実態等の把握を踏まえた適切な実施に向けた対応を進めます。

次です。「家庭裁判所の役割と連携に向けた取組」です。各家庭裁判所には、地域連携ネットワークの整備・機能強化や成年後見制度の運用改善に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換、意見交換を図ることが期待されます。

そして、「新たな連携・協力体制の構築」ということです。国は、地域連携ネットワークの民間事業者等多様な主体が参画する取組、身寄りのない人等への生活支援サービスの信頼性向上の取組、住民や多様な主体の理解・共感・参画を得た寄附等を活用した権利擁護支援の取組を各地域で推進するために必要な方策を検討します。

次が、本人のための成年後見制度の運用改善のほうですね。IIのところの該当するものがございます。1つ目が「高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透」ということです。まず、意思決定支援の理念が地域に浸透することによって、尊厳を持ったその人らしい生活を継続することができる社会の実現に適うということなのです。

次に、後見人等は、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映する必要があるということです。

次に、後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人へのチーム支援を行う様々な関係者が意思決定支援の考え方を理解して実践するということが重要です。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定

支援を踏まえた対応も重要になってまいります。

次です。「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発にあたりましては、同ガイドラインが示す原則的な考え方やチームによる支援の重要性のほか、本人の意思・選好を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うことに留意する必要があります。

次です。各種意思決定支援に関するガイドライン等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っていく必要があります。

次が、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行うとしております。

そして次です。地域住民への意思決定支援の浸透は、市民後見人の果たす役割も大きい。そして国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討するとしております。

次が「任意後見・補助・保佐の利用促進等」に関してです。

1つ目になります。行政、専門職団体、各地域の相談窓口等において、任意後見・補助・保佐に関する周知活動を強化します。任意後見制度については、地域の実情に応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的であるとされております。

そして、今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め適切な担い手の育成を進める必要があります。

そして、任意後見制度の周知は、判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることも含めて行うことが重要でして、公証人は、任意後見契約締結時に、そのことを丁寧に説明し、理解を得る必要があるということです。

そして、最後ですね。国は、移行型任意後見契約において適切な時機に任意後見監督人の選任の申立てがされる方策などについて、引き続き検討するというところで記述をしております。

こちらは、今、中間まとめということで12月に向けて引き続き議論は進められていきます。当面、対応すべきということで掲げられたのが中間まとめということで、現行の中間まとめ案におきましても、幾つか継続して議論すべきものとされているものがあります。それを各ワーキング・グループの項目ごとにまとめた資料になります。

まず、＜福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ関係＞ということです。幾つかございます。1つ目、市町村における協議会等の効果的な運営、そして市町村計画のあり方です。

次が、都道府県単位の協議会等合議体のあり方です。

次が、後見人等の持続可能な育成・支援体制の確保のための方策です。適切な役割分担

に向けた担い手ということで、市民後見人、法人後見人、専門職後見人とございますけれども、これらの基本的な役割等の様々な整理を含めて整理するということになります。

次が、地域連携ネットワークが担う機能のあり方とその強化、中核機関のあり方ということです。

次です。地域連携ネットワークにおける後見人等への支援及び家庭裁判所における後見人等への監督のあり方や、それを踏まえての福祉・行政と司法との連携のあり方です。

そして、この項目最後になりますが、後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方ということでもあります。

こちらで監督のあり方、支援のあり方と掲げてありますけれども、こういったことを具体的にどうやって対応していくかということになると考えております。

あと1つが、＜成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ関係＞になります。2つ掲げていまして、1つが、適切な後見人等の選任・交代の推進、そして報酬のあり方等ということになります。

こういったことも含めまして、中間まとめ以降、引き続き議論することになるということでございます。

私のほうからの説明は以上になります。

○大森委員長 御苦労さまでした。今、御説明ございました中間的なとりまとめ案でございますけれども、委員の皆さん方の熱意と事務局の熱意が呼応しまして、結構大部なものになりました。今後、全体としてのとりまとめに当たっての入り口になるような基本的な考え方みたいなものを、間口を広げましたので、こうならざるを得なかったと思っております。皆さん方の御努力に私からも感謝申し上げたいと思っております。

それで、本日、資料1がまとめ案の本文でございますので、今、概略で御説明ございましたけれども、最終的には文章による決着でございますので、これから委員の皆さん方にはとりまとめ案の文章のほうで、資料1のほうに即しまして、中間的なとりまとめ案としてこれでよろしいかどうかについての御意見を伺いたいと思っております。

いつものとおり、手挙げの機能で手を挙げていただきまして、私からお願い申し上げますので御発言いただきますけれども、お聞きしていて、場合によったらお手が挙がらなくても御発言を促すということがあるかもしれませんので、御了解いただければと思います。全員が少なくとも1回は御発言いただけるような配慮をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、御発言の意図がある人は挙手をお願いいたします。

最初に花俣さんからお願いしましょうか。

○花俣委員 早々から申し訳ございません。一利用者の立場からの話になります。ここまでの様々な議論を本当に丁寧におまとめいただきまして、皆様には感謝申し上げます。委員長のお言葉にかぶりますけれども、私からもお伝えしたいと思っております。

そこで、早速ですけれども、松崎室長からも概要御説明ございました6ページのところ

ですけれども、ここで本文のほうの質問というか、確認を含めて1点だけ意見を述べたいと思います。

まず、目次、Iの1、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化の(1)の②ですね。「多様な主体による権利擁護支援の機能強化」というところ、4ページになります。この13行目ですけれども、ポツの「具体的には、中核機関のコーディネート機能の強化等により、住民同士の「互助」、「福祉」による支援」云々と書かれています。ほかにも8ページにたびたび互助の文字が実は見受けられるのですけれども、互助の理解についてという点をちょっと確認させていただきたい。

ここでいうところの互助というのは具体的にどういうことを指すのかということと、あと、互助に期待されているのは一体何なのだろうというところが若干気になるところです。

地域共生社会の構築とか実現に関しては私たちも十分理解を深めつつあるところですが、何かというと自助、共助、互助、あるいは公助。順番もそれですよみたいなことがよく聞こえてくる、こういう表現がよく使われているのですけれども、事あるごとに地域で支えるといったことを優先させるのではなくて、特に次期成年後見制度利用促進基本計画においては、全体として必要な人がメリットを感じて利用できる制度の仕組みがしっかりあって、その整理は、まず国、自治体がきちっと行って、その上での市民の視点を重視した互助ではないかと考えています。

私の理解がこれでよいのかどうかということと、それから、中間とりまとめのこの段階になってこれらについて具体的な表記を盛り込んでいただきたいというよりも、むしろ最終段階において、今申し上げましたようなこれらの点についての御配慮をいただければということをお願いしたい。そういったことを意見として申し述べさせていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○大森委員長 ありがとうございます。もっともな御疑問だと思いますので、これは促進室かな。

○成年後見制度利用促進室長 はい。成年後見制度利用促進室長の松崎からお答え申し上げます。

こちらは、本文でいきましたら4ページの1ポツ目の2段落目にありますように、「成年後見制度利用促進は地域・福祉・司法など様々な分野・主体が関わるもの」とまず明示しております。これは、こういった成年後見の仕組みはそうだけれども、住民も当然ですけれども、様々な主体があつて初めて成り立つものだという趣旨で記載しております。

今回の専門家会議も様々な分野の方々から出席いただいておりますけれども、まさしくそういった背景に基づくものではないのかなと私のほうでは理解しております。そういったことで、互助、福祉、司法、示しておりますが、どれが欠けても適切な促進は難しいのではないかと理解しております。

中間まとめ以降ということをございますけれども、中間まとめ以降は、先ほどお示しし

ましたとおり、地域連携ネットワークが担う機能のあり方とか強化、こういったことを議論していきます。こういった中で、もう少しさらに深掘りして丁寧な議論を進めながら、最終まとめでよりよい形でとりまとめの文章がつかれるように事務局としても努力していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○大森委員長 ありがとうございます。花俣さん、そういうことでございます。

○花俣委員 改めてちょっと意見を申し述べさせていただきます。くれぐれもよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○大森委員長 今、花俣さんから御発言でございますので、私としては、本人に近い立場の委員の方からまず御発言いただきたいなあとお願ひしていますが、発言を強要しませんが、御意見があれば伺いたい。

櫻田さん、お願ひします。

○櫻田委員 櫻田でございます。今回、中間とりまとめを確認させていただいて、私のほうからも1つ意見を述べさせていただけたらと思ひています。

この資料1のページ数で言いますと18ページの「本人のための成年後見制度の運用改善等」の1番のところですね。「高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透」というところですが、こちらで真ん中のほうに書かれているところで、「後見人等は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ」というところの中に「できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映する必要がある」という書き方をされているのですが、これは御本人の意思を本当に尊重したいから多分こういう書き方になっていると思うのですが、私としては、この「できる限り」というところにちょっと引っかかっている部分もあるのですが、本当にできる限りという範囲にはなってしまうかもしれないのですが、御本人の意思を、できる限りというよりか、本当に尊重していただきたいと思ひますし、やはり御本人のしたいこととかやりたいことを確認していただきつつチーム支援の中で支えていただければというところは、私自身も当事者としてそうしていただけるとすごくありがたいなというところはありますので、書き方はこれが適切なのかというのは私自身もちょっと悩むところではあるのですが、何かほかにいい書きぶりがあればそれにちょっと変更等していただけると大変ありがたいかなと思ひています。

「できる限り」と言うと、人によっては、ああ、自分のできる範囲でいいのかなとかいうふうになってしまう部分はあるのですが、その部分は確かにそうですね、なるべく御本人の意思を本当に酌んでいただいて、それをぜひ尊重していただければというのには当事者として思うところはあるので、何かいい書きぶりがあれば、ほかの委員の方からもちょっと御意見をいただきつつ、何かないかなというところで1つここで意見を述べさせていただきます。

以上になります。

○大森委員長 ありがとうございます。これは「できる限り」は限定するのではないので

す。しかし、そうも読めますので、ちょっとこれは引き取らせていただきまして、事務局と相談してみます。今の御意見、よく理解できますので、そのようにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○櫻田委員 はい。ぜひよろしく願いいたします。

○大森委員長 新保さん、御意見ございますでしょうか。

○新保委員 ありがとうございます。JDDnetの新保といいますますが、よろしく願いします。

利用者の立場でざっと見させていただいたのですけれども、やはり本当にしっかりしたものができてきたなあということで安心感とともにあるのですけれども、ここの全体から外れるかもしれないのですけれども、実は私の回りはかなりまさにこの成年後見を利用するという方が何人かいて、この話をいろいろしていくのですけれども、はっきり言うと、私と同じなので結構年の連中ですがけれども、実は利用しないのですよ。どうしても聞いたときに、要するに安全性なのです。一番皆さん気にしていたのは、専門家であっても不正があるということに対しては物すごいナーバスです。というか、ゼロの状態にしてほしいかなど。そこの見えるものがほしいというのが、何人かが、実は3件ぐらいあったのですけれども、実は誰も使わなかったのです。

その方々は財産整理をして、次の準備を全部していく方たちですがけれども、ここを利用しませんでした。その中に共通したのはやはり、不正に対しての安心安全の担保をこの中からどうやって見つけてくるかということだと思えるのです。そういう意味で、ぜひ専門家の皆さん方から、特に専門家の方々の不正、たしかこの前のデータでも三十何件ぐらいはあったと思うのですけれども、基本的にやはり、もちろんほかの方がやっていいということを行っているわけではないのですけれども、専門家がやるようなものでも、ある制度に対しての不信感というのは、結構皆さん、想像以上にちゃんと見ていたんだなあというのはちょっとびっくりしたところだと思います。

そういうものがこの中にもう少し見えてくるとすごくうれしいかなと思います。進めてはいるのですけれども、そこを言われたときに、私もそれ以上ちょっと言えなくなったというのが、実際この5月、6月に何件かケースとしてあったということで、この中でどういことが、その辺、文章としてきちっと出てくるかということに対して、またもう少し皆さんのほうのお知恵でやっていただければうれしいかなという、これがまず1点。

もう一点、すみません。資料離れてしまうのですけれども、参考資料2のところを、もしあれば、皆さん、見えますかね。ここで気になっているのは、チームの支援のところですが、チーム支援の書き方がすごく気になっているところがあって、本人又は当事者等。後見人の方々、その後見人を支えるところにいろんなバックアップがあるのではないかなというのと、真ん中に書かれるということは、皆さん、実は対応しているようで意外に対応していないのではないかなというのを気にしていて、ここのバックアップのところをみんながチーム支援、支えるという形にちょっと書き直してといますか、もう少し考えていただければうれしいかなと思っているのが感想です。

以上です。

○大森委員長 では、室長、お願いしましょうか。

○成年後見制度利用促進室長 成年後見制度利用促進室長でございます。

2点質問があったと思います。1つ目の不正の話です。不正の関係は、中間まとめ以降に成年後見制度の運用改善等に関するワーキングで議論することになっておりますので、そこで議論を進めていきたいと考えております。

あとは、地域連携ネットワークとその中核となる機関に関する、今お示しいただいた図の関係になると思います。こちらに関しましても、連携ネットワークの支え手、チームですね。こういうところでどういった役割を果たしていくかということで、こちらの福祉行政と司法の連携強化ワーキング・グループ関係で議論するということになっておりますので、その2点ですね。両ワーキングで議論を行えるよう事務局としても準備してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○大森委員長 よろしゅうございましょうか。

それではもう一方、久保さん。

○久保委員 意見をうまく調整して中間的にとりまとめていただいております。方向性としては私たちが望んでいるような方向に進んでいるなあと感じて、ありがたく思っております。

私のほうからは何点か、ちょっと細かい点かも分かりませんが、申し上げたいと思います。4ページの「地域連携ネットワークづくりの基本的考え方」の部分でございますけれども、地域共生社会を実現するための様々な相談機関と有機的に連携する旨が記載されておりますけれども、この方向性は期待したいと思っております。その際に、例えば地域の民生委員だとか、それから自治会の関係者だとか地域の社会福祉協議会の関係者などが日頃のつながりの中から権利擁護を必要とする人を発見し、そして適切に専門相談機関へつなげるというようなことの取組も重要ではないかなと考えております。

そして、9ページの「市民後見人の育成・活動支援」について書かれている部分でございますけれども、全国で市民後見人の育成が進むことは大変重要なことだと考えております。しかしながら、十分に活躍の場が用意されているかという点と決してそのようには言い難いかなと思っておりますので、法人後見における担い手という役割はもちろんのことでございますけれども、市民後見人が単独で後見人を受任できるような、そんな方向性も考えていく必要があるのではないかなと思っております。

その次の10ページですけれども、社会福祉法人による法人後見についてです。いわゆる利益相反の観点に十分に留意することが記載されておりますが、この仕組みは、親族後見を利用している場合の親亡き後にとって一つの選択肢となり得ると思っております。そういう意味では、親としては期待されているところもございまして、ユーザー側にメリット、デメリットがとても分かりにくい状況になっておりますので、丁寧に説明していただきたいと思っております。

そして11ページですけれども、日常生活自立支援事業等の実施体制強化についてでございますが、大変評価したいと思っております。特に中程度の知的障害者にある人にとって、日常生活自立支援事業は重要な選択肢だと思っております。全国的に見ますと実施状況に大きな差がありますので、少なくとも全国で一定の水準で利用できる体制を考えていただきたいと思っております。

それから、時間ちょっと超過しましたけれども、13ページで「受任者調整及び後見人支援の機能強化」について書かれておりますけれども、特に親族後見、市民後見へのサポートが重要だと思っております。特段記載はされていませんが、その方向でぜひ進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。まず、9ページの御指摘については、これは恐らく後半のワーキング・グループで検討することになると思うのですけれども、最高裁に御意見があれば伺いましょうか。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 ありがとうございます。最高裁でございます。

市民後見の関係ですけれども、これまでの専門家会議でも言及してまいりましたが、裁判所では内部の協議会等におきまして市民後見人を検討事項として取り上げるほか、リレー方式など選任に係る事項を中心とした関係機関との意見交換等を通じて、市民後見人の選任拡充に向けた取組を実施してきたところでございまして、本日の御意見も踏まえまして、今後も引き続き取組を継続する所存でございます。ありがとうございます。

○大森委員長 ありがとうございます。10ページについての御指摘は、最初は障害保健福祉部でしょうか。河村室長さん。

○地域生活支援推進室長 ありがとうございます。障害保健福祉部の地域生活推進室長でございます。

今、久保委員のほうから御指摘いただきましたとおり、社会福祉法人による法人後見、それはもう親亡き後にとっての大事な選択肢だというのはおっしゃるとおりだと思いますので、留意すべき点、利益相反等の観点も含めてきちんと分かりやすい形で周知できるような形を今後しっかり検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大森委員長 これは後半のワーキング・グループで検討することになるでしょう。そういう御了解でいきましょうか。11ページについては促進室。

○成年後見制度利用促進室長 日常生活自立支援事業ですね。こちらのほうは、効果的な実施方策を検討すると中間とりまとめ案でも記載されておりますので、事業に関わる方々の話をしっかり伺いながら、それに基づく検討を進めていきたいと思っております。

あと幾つかありましたが、それも併せてお答えさせていただきます。地域連携ネットワークの話ですけれども、御趣旨も踏まえながら、我々としても、実務上取り組めるように後押ししていきたいと思っております。

最後、受任者調整と後見人支援の機能強化のお話で御質問があったと思います。こちら

のほうは、先ほどお示ししましたとおり、中間とりまとめ以降に議論されるということですので、御意見も受け止めながらきっちり議論できるように段取りを進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大森委員長　ということでよろしゅうございますか。取りあえず。検討することになると思います。

○久保委員　ありがとうございます。

○大森委員長　それでは次、水島さん。

○水島委員　水島でございます。

私からは、意思決定支援の定義について指摘したいと思っております。その前に、まずこれだけの大部にわたる案をとりまとめていただきました事務局の皆様には本当に感謝申し上げます。

さて、意思決定支援の観点では、この2ページ目の特に注の6で、意思決定支援についての定義として、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定するための活動のこと」という記載ぶりとなっております。

こちらの定義というものは、恐らく意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドラインからの引用かと存じますけれども、このガイドラインはあくまでも後見人等としての関わり方を示すことを目的としたガイドラインでございますので、意思決定支援の範囲がやや限定されているのではないかと懸念いたします。

本来、障害者権利条約等の文脈からしますと、いわゆる支援つき意思決定、意思決定支援については、先ほどのガイドラインよりも対象となる意思決定支援の内容は広いですし、かつ、支援者の関与のタイミングとしても、具体的に意思決定が必要となる段階よりも前、すなわち日常生活の場面から日々関わっていくことが想定されています。これから地域連携ネットワークに関与する様々な支援者の皆様におかれても、意思決定支援を広く普及啓発していくという観点からすれば、この「意思決定支援」が何か特別な場面だけの支援というような誤解が生じないように、他の意思決定支援ガイドラインなどの記載ぶりなども参照しながら、やや広目に定義してはどうかと考えているところです。

そこで一案ということで御提案を差し上げますけれども、「意思決定支援とは、全ての人には意思があり、自分のことを自分で決めるための力があるとの前提に立ち、意思決定に困難を抱える当事者（本人）が、日常生活や社会生活の場面において自らの価値観や選好に基づく意思決定を行う権利を保障するため、本人に関わる人々らによって行われる一連の支援及び仕組みをいう」、このような記載ぶりではどうかと提案をさせていただきます。

以上です。

○大森委員長　これは注の話ですけれども、結構重要だと私は思っていて、ここ、ど

うするか、今回の中間とりまとめでどのようにするかということについて、ほかの方の御意見を伺わないとちょっと決着できないなあという感じです。今までの御発言を考えていきますと、お三方から今の点について御発言いただきたいと思っています。まず、西川さん。

○西川委員 司法書士の西川です。

水島委員の御提案、この中間とりまとめ、次期基本計画の方向性からすると、確かにおっしゃるとおりというところがあります。これが定義ということになるとちょっと汎用性に欠けるといいますか、狭いのかなあという気もしますが、他方で、ワーキングでも発言させていただいたのですけれども、特に専門職の立場からすると、成年後見制度という関わりの場面からまず意思決定支援を実行していこうというところでは、専門職団体としても、このガイドラインを一生懸命、会員に広げていこうという中で、意思決定支援の定義あるいは考え方を余り広げ過ぎてしまうと、専門職からするとちょっと自分とは関係ないことなのかなという意識も出てきがちなのかなあと思います。なので、成年後見制度利用促進基本計画としては、このガイドラインの定義を取りあえず採り入れるということではいいのではないかと思います。敢えてここで定義の文言が必要なのかということもちょっと疑問といえば疑問ですけれども、注の形で定義を入れるのであれば、現在の形のほうが専門職としてはありがたいと私の立場では思います。

以上です。

○大森委員長 続いて星野さん、お願いできますか。

○星野委員 ありがとうございます。社会福祉士会の星野です。

私どもも、この意思決定支援の考え方については検討してきたところです。水島先生おっしゃられること、非常に同感に思っております。ただ、後見事務のガイドラインは後見人だけが理解すればいいものではないということで、地域においても、関係者、支援関係者の方たちにこちらのガイドラインを使いながら研修などが各地で実施されてきております。社会福祉士会としては、こういった中間まとめをとりまとめるに当たっては、どこから引用されたことが載っているのかということが重要ではないかという意見も出ていて、今回についてはガイドラインのところからの引用という事務局案は適切ではないかなと思っております。

以上です。

○大森委員長 今回は、一般的な定義でなくて、ガイドラインによるとこういう定義になっていますということで中間報告の段階では一応済みますということではないかなあと思っておりますけれども、事務局、どうですかね。そのように修文して、今回は中間段階としておさめるということだと思います。

○成年後見制度利用促進室長 はい。

○大森委員長 よろしいでしょうかね。この点について何か御意見。

上山先生、何か御意見ございますか。

○上山委員 別件で手を挙げていたのですけれども、ついではですので、関連することで今の点申し上げますと、基本的に水島先生の定義は、権利条約との関係では非常に正しい定義かと思えます。ただ、その一方で、西川先生、それから星野先生から御指摘がありましたように、今回の中間とりまとめ案の中にいきなり新しい定義を取り込んでしまうと若干混乱を招くかなあという気もいたしますので、大森委員長から御指摘ありましたように、これは後見事務のガイドラインから暫定的に引っ張っている定義であるということを明示した形で対応するのが無難ではないかなと感じました。

以上です。

○大森委員長 水島さん、今のようなことでよろしいでしょうか。改めて一般的な定義をするということになると、もう一回ぐらい会議をやらないと済まないような話ですので、今回は限定すると、ここで引いているのは、ガイドラインによるところですという意味合いに限定するというで落ちつかせたいと思っているのですけれども、よろしゅうございましょうか。

この件は以上でよろしいでしょうか。この件について何か御発言あれば。

引き続き上山先生から、何か御発言したいと先ほど言っておられましたが、どうぞ。

○上山委員 私からは、中間とりまとめ案について基本的に賛成であることを前提とした上で、3点、補足的にコメントしたいと思います。

まず、案の6ページ、2行目の項目に示されているとおり、中核機関の機能を再整理して、より分かりやすい名称に修正することが望ましいと考えます。特に現在の利用促進機能の内容には異質な要素が混在していて、具体的なイメージが市町村に伝わりにくいと感ずますし、中でも受任者調整機能は今後さらに重要性を増すと思えますので、これはむしろ独立の機能として明示するほうがよいのではないかと思います。この点の議論をしていただければと思います。

次に、いわゆる困難事案については、成年後見の社会化の観点から、支援の終局的な責任が行政にあると、つまり、公助の視点が不可欠であることをもう少し強調すべきではないかと思います。関係する御発言が先ほど花俣委員からあったかと思えますが、私ももう少し公助の点が表に出てくるべき場面があるのではないかと考えています。

具体的には、困難事案を担う法人後見に対する行政の積極的なバックアップの必要性をより明確に表現することが好ましいと思えます。例えば、案10ページの法人後見に関する具体的な取組の最後の項目の記述の中で、「責任を持って」の語句を挿入するなどして、行政の責任性を明確化することが望ましいのではないかと考えます。

なお、専門職後見人が困難事案を担う場合にも同様の配慮が必要かなと考えています。

最後に、各種の意思決定ガイドラインに共通する基本的な概念を実質的に統一化していくために、もう一步踏み込んだ対応を検討すべきではないかと思います。具体的には、ガイドラインの基本概念の定義を直接修正することなどを念頭に、意思決定支援などの共通定義に向けた議論をしていくという趣旨を、案19ページ、権利確保、2番目の項目に明示

したほうがよいと考えます。

というのも、現在の比較表のような別資料を参照する必要があるという形では支援の現場に余計な負荷がかかりますし、現場の混乱を払拭するには不十分ではないかと感じるからです。先ほど水島委員から御提言があったような意思決定支援の共通定義について今後議論していく必要があるということを取りまとめ案の中でも入れたほうがよいのではないかとというのが私の意見です。

以上です。

○大森委員長 まず、6ページの御指摘については、今後ワーキング・グループのほうで議論する予定でございますので、そちらのほうにお任せするというところでよろしいのではないかと思いますけれども、10ページは少し修文の御要請ですので、これは促進室かな。

○成年後見制度利用促進室長 先生の御趣旨も含めながら、修文を検討したいと思います。

○大森委員長 誤解が起こらないように、先ほどの御発言だと積極的に、あるいは適切に関与するとか、そのように少し考えられますので、考えていただければと思います。

19ページの御指摘のところは、これはちょっと大きな話ですので、御関係の皆さん方から一言御意見を伺っておきたいと思っております。基本概念の再定義に向けた議論を行ったかどうかということですので、まず、老健局の企画官、お願いできますか。

○認知症総合戦略企画官 認知症総合戦略企画官でございます。

意思決定支援の関係でございますけれども、策定経緯においても障害者基本条約であるとか、障害者の意思決定支援のガイドラインなんかも踏まえて検討してきたような経緯がございますけれども、まずはこれをしっかりと周知していくということと、その上でまた意思決定支援の定義なりをもうちょっと見直すということがなされるのであれば、それに応じた必要な見直しを進めていくということかと考えております。

○大森委員長 ちょっとエコーというか、サウンドしていて聞きにくいのだけれども、大丈夫かな。僕らがしゃべったことが会場に回ってしまうのだ。音声が。

次は、障害保健福祉部の河村室長さん、御意見ございますか。

○地域生活支援推進室長 障害保健福祉部でございます。

今の老健局さんからの答えとも一部かぶるのですが、私どもも、3つガイドラインがあって、現場の方々が重複して読まなくてはいけなくて負担ではないかという御指摘もございましたけれども、私どもの障害のガイドラインですと、どちらかというとな法的な意思決定よりは、日常生活における、食事であるとか、衣服ですとか、あとプログラムへの参加ですとか、かなり障害の施設の中での活用を念頭に置いて、そこに特化した内容になっていることもございまして、そういったガイドラインが非常に現場にとっては重要な意義を持っていて、そこを、先ほど老健局からもありましたとおり、今やまさに周知啓発して浸透させていくという過程の最中でもあることも考えますと、なかなか今の時点で全体的な統一というところまで、正直申し上げると思考がちょっと追いついていないところがございます。まずはやはり、今まさに意思決定支援を現場で浸透させていこうという

段階ですので、そこはしっかりしていった上で、ただ一方で、こちらの報告書案にも盛り込んでいただきましたとおり、共通的なエッセンスについてきちっと資料作成をして周知していこうと。そのこと自体は大変重要なことだと思いますので、その取組を進めていく中で、まさに今先生から御指摘いただいたような点もちょっと踏まえて作業ができればとは思っております。

以上でございます。

○大森委員長 では引き続き医政局もお願いできますか。

○眞中課長補佐 医政局総務課でございます。

先生たち、十分に御存じだと思いますけれども、医政局のガイドラインというのは、既存の制度やサービスの利用など、医療現場において関係者が対応を行う際の対応方法を示したものでございまして、令和元年5月に策定させていただき、自治体、医療機関等に周知を行って、現在まさに普及に向けて取り組んでいっているところでございます。

また、令和2年度から研究班において令和元年度5月に策定したガイドラインの活用状況等の調査等も実施させていただいているところでございますので、これら研究事業等の成果等を踏まえて、引続き、関係部局、関係機関との連携の上に、安心して医療を受けられる環境の整備というものに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 それでは最高裁もお願いできますか。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 最高裁でございます。

最高裁としましては、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの作成に関与させていただいたところでございますが、まさに昨年10月に公表されたばかりというところで、先ほど西川委員や星野委員からも、後見事務のガイドラインの関係では、研修等で周知を図り、実践を行っていくことが大事だと、また、厚労省の方々からも御意見がありましたけれども、周知等をまずやっていくことが重要だということがございます、そういったことを進めていく中でまた必要に応じて検討されていくということかと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 今の点では、利用室のほうから。

○成年後見制度利用促進室長 成年後見室長の松崎でございます。

各ガイドライン、始まったばかりというところでありまして、ただ、今回の中間まとめ案の19ページの(2)の黒ポツの2つ目のところですね。現行において対応するという位置付けになると思うのですが、**「国は、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方を整理した資料を作成する必要がある。その上で、国、地方公共団体、地域の関係者は、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した資料等も活用し、研修を通じて継続的に普及・啓発を行う必要がある」**ということで、現段階のものにおいてエッセンスを導き出して、それを周

知するという事は中間まとめにも書かせていただいておりますので、御了承いただければ、少なくとも当面はこういった形で進めていこうと考えております。

私のほうからは以上です。

○大森委員長 上山さん、今、室長が説明されたようなことで取りあえず今回よろしゅうございましょうか。

○上山委員 はい。基本的にはその方向で結構です。

一言だけ補足したいのですが、私は、それぞれの現在の個別ガイドラインの意思決定支援の定義を全部書き換えろということをお願いしたいわけではなくて、それぞれの領域ごとに意思決定支援の特徴があるのは当然のことだと承知しています。ただ、今出ているそれぞれのガイドラインが同じ意思決定支援という非常に大きな考え方の一環として全て位置付けられるのだということが確認できるような形にさせていただきたいということです。差し当たりは、今、室長からいただいた方向性で検討いただければよろしいかと思えます。ありがとうございました。

○大森委員長 室長がさっきおっしゃったような形で、取りあえず今回は中間とりまとめといたしますが、なお大事な問題提起でございますので、テイクノートしておきたいと思っています。ありがとうございました。

新井先生、御発言御希望です。どうぞ。

○新井委員 新井です。

まず、PCの不調で参加が遅れてしまいましたことをお詫びします。どうにか私の力でも直せたのですが、なぜ直ったかはよく分からないのですが、いずれにしても遅れたことをお詫びいたします。

私のほうから3点申し上げたいと思います。まず第1に、18ページの6行目に、「上記の観点から、国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するため、周知等を行う必要がある」という文章があります。この文章は訴求力が弱いのではないのでしょうか。金融機関も成年後見制度をもっと積極的に利用すべきであることをしっかりとと言及すべきであるように思います。

例えば、「国は、金融機関に対して判断能力が不十分な人に任意代理で事務管理等を安易に利用させることなく、成年後見制度利用促進法の趣旨にのっとり、任意後見制度、法定後見制度を利用させるため、周知等を行う必要がある」というような修正はいかがでしょうか。

第2点目です。やはり18ページの3行目から8行目になります。本人の権利擁護が要請されるのは、金融機関の取引に限定されることはありません。保険会社との契約、保険金受け取りについても同様であり、とりわけ認知症保険金の支払いが本人の権利擁護に資するものであるのかが問われておりますので、預金取引に加えて、保険金契約等も追加してはどうでしょうか。

3点目です。20ページ10行目以下、特に下から3行目になります。「国は、移行型任意

後見契約において適切な時機に任意後見監督人の選任の申立がされることなど、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するためのその他の方策について、引き続き検討する」という文章があります。この文章のままですと、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てをすることは移行型任意後見制度のみの問題であると捉えられる可能性があります。移行型任意後見制度にとどまらず、将来型任意後見制度にとっても適時の任意後見監督の選任は極めて重要です。

そこで、移行型任意後見制度及び将来型任意後見制度のいずれにおいても、適時の任意後見監督人の選任申立てが必須である旨に言及することを提案したいと思います。

以上です。

○大森委員長 まず18ページのところは、金融庁、何かお考えあれば伺いましょうか。

○金融庁監督局銀行第一課長 金融庁でございます。

ただいまの御指摘、まず、1点目の周知の重要性に関しましては、先生の御指摘、大変ごもっともでございます。金融機関における本制度に対する現場レベルでの理解、周知の徹底ということの重要性は当庁も認識し、取組を進めているところでございます。具体的な修文につきましては、業界団体や事務局と調整させていただきます。

それと、2点目に御指摘いただきました保険の関係につきましても、当庁といたしましては、御本人の権利擁護の観点から、保険会社に対する継続した制度周知は重要であると認識しているところでございます。

中間とりまとめの段階ですので、その取扱いにつきましても、事務局と調整させていただければと思います。

○大森委員長 ありがとうございます。20ページは法務省からお願いできますか。

○法務省大臣官房審議官 法務省でございます。

新井先生の20ページの御指摘はまさにおっしゃるとおりかと思ひまして、確かに、この20ページの1つ目のポツのところでは、特に移行型と将来型を区別せずに書いているところでございますので、2つ目のポツにつきましても、御指摘のような方向で修文することは適切ではないかと思ひますので、事務局とも御相談しながら検討させていただければと思います。

○大森委員長 今後の検討ですから、中間とりまとめではちょっと無理かな。

○成年後見制度利用促進室長 事務局でございます。

最後の点ですけれども、不正防止の回で詳しくまた議論させていただきますので、そこも踏まえながらということで検討できればと思います。

○大森委員長 そのようにさせていただきますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次、青木さん、どうぞ。

○青木委員 ありがとうございます。今回のとりまとめ、大変ありがとうございました。全体として、地域福祉という枠組みの中で権利擁護の推進を図っていくということが非常に中心的な今後の取組を進めるのだということが全体から非常に受け取れる流れになって

おりまして、大変、そういう方向性でこれからも進めていければいいなという感想を持ちながら読ませていただいています。

その関係もありまして、2ページの権利擁護に関する新たな定義のようなものを今回試みていただいておりますが、そこについてちょっとやはり御意見がありますので申し上げさせていただきますと思います。

権利擁護支援というのは、本来、成年後見制度と直接的な関わりがあるものではなく、地域の中で御本人が自分で自ら権利を行使することが難しい方に関して、それを御本人中心に、御本人の意思を極力引き出しつつ支援をしていく取組の全体、その中で地域の中で自分らしく生きていける生活を確保するという、そういう幅広い取組そのものが権利擁護の支援ということだと思います。

そういった観点から見ますと、今回のこの2ページの2段落目の書きぶりというのが、あたかも成年後見制度との関係で権利擁護というのが定義できるかのような誤解を生むものになっている。具体的に言いますと、「権利擁護の中心的な手段である成年後見制度の特長を踏まえるならば」となっております、これが権利擁護の定義の前提であるかのような記載になっているところはやはり適当ではないだろうと思っております、先ほど私が申し上げた、幅広い権利擁護支援の総体の中で成年後見も重要な手段の一つではありますが、決して成年後見制度だけによって支援できるようなものではないわけですから、その点、やはり修文が必要ではないかと考えております。

そういう趣旨で、その次の段落に「このような権利擁護の支援の概念は非常に幅広いものであるが」、その後で成年後見のものが2行ほど書かれていますが、この展開も成年後見の概念からこのようになるというのは少し違うと思っております、やはり権利擁護の支援というのは目的を持った支援の取組総体であるのに対して、その中の一つの重要な手段である成年後見制度との位置付けはより整理していただかないと混乱を招くと思っております。

今回、これは成年後見の基本計画ですので、その対象を判断能力が十分でない高齢者や障害者を中心に置くというふうに権利擁護の対象者を限定するというのは、その成年後見利用促進という目的の関係では構わないと思っておりますけれども、一方で、先ほどから申し上げていますように、権利擁護支援というものが決して成年後見制度から導かれるものではないということをはっきりさせておく必要があるのではないかとと思っております、そういう意味で、もう少し表現を検討いただきたいと思いますと思っております。それが非常に一番大事な肝ではないかと思っております。

もう一点、先ほど水島先生からのお話にもありました意思決定支援の定義でありますけれども、この文脈、つまり2ページの文脈は、必ずしも成年後見制度における意思決定支援というわけではなくて、意思決定支援というものがこの権利擁護支援の中においては本人中心主義の大事な手段、課題として位置付けられている文脈ですので、これが注釈6として記載されてしまいますとやはり狭きに失するという感じはしないわけではございません。

一方で、先ほどから御議論にあるとおり、定義をある程度限定的に、現在あるものの中から選ばないといけないということから言いますと、ここの文脈で意思決定支援の定義を注釈ですということとは別に、成年後見制度の意思決定支援ガイドラインによれば意思決定支援とはこうであるというような形での別の注釈の作り方を御検討いただければより一層誤解がないということになるのではないかと考えております。

私からはこの点が一番気になっているところでございます。

それ以外に、日常生活自立支援事業をより効果的というよりは、より充実させていただきたいとか、法人後見の点とか幾つかございますが、裁判所の機能も含めまして後半のワーキングでしっかりと議論していただくことを期待して、私の意見としては終わりたいと思います。

以上です。

○大森委員長 先ほどの議論と重なることについては先ほどのような整理でいいのですが、ちょっと修文の可能性が出てきていますので、2ページのところですけれども、ここは、促進室はどう考えるか、ちょっと伺いましょう。

○成年後見制度利用促進室長 委員からの御指摘のとおり、この計画の枠の中でということで文面は記載されておりますけれども、ただ、ぱっと見たときに誤解を生じる部分があるというのは、そういうことがあるかもしれません。ということで、この計画の中における用語であったり取組であることがきっちり分かるように、委員長とも相談しながら修文を考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○大森委員長 青木さん、ありがとうございます。大事な御指摘ですので、ここは修文する必要があるのではないかと私も思いますので、相談いたします。よろしゅうございましょうか。

西川先生、お手が挙がっているのでしょうか。どうぞ。

○西川委員 中間とりまとめ案は、ワーキングの議論を適切に反映していただいた内容だと思っておりますので、中身についてどうこうということでないのですけれども、私からは修文に属するようなことで3点指摘させていただきたいと思っております。

まず、2ページの注の4です。「地域社会の緩やかなネットワーク等がある」という部分。この「緩やかな」というニュアンスが、先ほど花俣委員も指摘されていた互助のようなイメージなのか、ちょっと読んだだけでは分かりにくいのですけれども、かといって、互助と補ってしまうとかえってよろしくないのかなとも思っています。少しニュアンスが分かりにくいなと思いましたがというのが1点目です。

それから、2点目は13ページ、イというところのすぐ上の、アの最後のポツですけれども、「市町村・金融機関の窓口において、成年後見制度の利用者や後見人等が、成年後見制度を利用したことによって支障を被ることのないよう」という部分です。ここはもともとワーキングでは、窓口担当者が、制度の理解が十分でないとか、不合理と思える形式的な対応をすることによって後見人等の事務に支障が生じているという指摘はさせていただ

いたのですが、この案ですと、成年後見制度を利用したことによって後見人等が支障を被るという文章の流れになっているように思います。日本語として、成年後見制度を利用したことによって後見人等が支障を被るというのはちょっと違うと思います。窓口担当者の制度の無理解とかいうことを殊更書くのがいいかどうか分かりませんので、現在の案の文章の流れを生かすのであれば、「後見人等」という部分は削除していただいたほうが日本語としてはつながりがいいのかなと思いました。これが2点目です。

3点目が、18ページのIIのすぐ上のポツですが、「金融機関は、本人以外から預金取引の申出を受けた際、当該申出が本人の日常生活の支援という目的・範囲に照らして合理的なものであるかどうかの確認を行うが」となっているのですが、ここだけ読むと、金融機関が当然にそういうことを行っているかのように読めるのですが、必ずしもそうではないように思います。

なので、ここも、「行うが」というよりも、例えば「行うだけでなく」というようにしていただくと、この文章、最後は、「期待される」と結んでいますので、日本語としては不自然でなくなるのかなあと、読んでいて思いました。

以上3点の御指摘です。よろしくお願ひします。

○大森委員長 2ページは促進室ですね。

○成年後見制度利用促進室長 はい、成年後見制度利用促進室です。

具体的なイメージが分かりづらいということで、例えば互助の関係ということですので、地域社会における見守り等というのが想定されるのですけれども、適切な具体例を我々のほうで考えまして、委員長と相談の上修正したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○大森委員長 13ページと18ページは、まず金融庁から御意見を伺ひましょうか。

○金融庁監督局銀行第一課長 金融庁でございます。

13ページ、18ページの今の修文の御意見につきまして、これは金融庁として異存は特段ございません。

○大森委員長 修文するということによろしいですね。

西川さん、以上ですが、よろしゅうございましょうか。

○西川委員 よろしくお願ひします。

○大森委員長 その次は山下さん、御発言どうぞ。

○山下委員 山下です。

今の西川委員の御発言で大体尽きているのですけれども、私がすごく気になったのは、先ほど松崎さんから概要のほうで説明あったところで、金融機関についての言及というのが概要のほうでも極端に少なくなっておりまして、このまま公表すると中間とりまとめの内容と対応しているのかなあと思ひながら、ちょっと御説明を伺っていたというところがあります。金融機関にその意思決定支援の考え方について周知徹底を図るということはもちろん異存はないのですけれども、ただ、中間とりまとめとの関係で言うと、もう少し金融機関に対して期待している役割というのがあるのかなという気がいたしますが、そこら

辺、概要のまとめ方という点のほうがちょっと気になっていたということで、むしろとりまとめのほうは大変よくできていて、余り私のほうからつけ加えるべきところはないかと思っておりました。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。それでは、お任せいただくということにさせていただきます。

次は、中村さんでしょうか。

○中村委員 北海道社協の中村でございます。

私からは、都道府県社協の立場として3点、そして全体を通して1つということで発言させていただきたいと思いますが、今回のとりまとめについては、ワーキングのほうも参加させていただきましたが、短時間の中で、今回の中間とりまとめ、大変御苦労されたのだなということで感謝したいと思います。

1つ目は、4ページ目の(2)の2つ目のポツでございますが、「地域連携ネットワークづくりの基本的な考え方」というところで都道府県と都道府県社協、市区町村と市区町村社協の連携の重要性の意識化ができるように、また多様な主体の互助においても社協の役割も大きいと感じていますので、このところについては「様々な既存の仕組みと有機的な連携を図りつつ総合的に進める必要がある」というところに、先ほど青木委員のほうからもございましたが、「地域福祉の推進」という言葉を入れていただくことで、先ほど久保委員も言いました、民生委員さんとか町内会とか、そういうことも含めた地域の福祉というところを意識化できると思いますので、御検討をいただきたいというのが1点目でございます。

次が、10ページ目から11ページ目のところにかかる日常生活自立支援事業についてでございますが、11ページ目の4行目のところで日常生活自立支援事業の重要性について触れさせていただいたことは、社協として大変ありがたく思っております。

なお、1つ目のポツの最後のところに、成年後見制度への移行に課題がある。2つ目のポツの最後のところで、実施体制の強化を行う必要がある。そして、3つ目のポツの最後のところで、効果的な実施方法について検討する必要があるということで、今後検討すべき課題ということも多いと思いますし、後半部分のワーキングの中でも御議論いただけると思っておりますが、ぜひこの事業についての実施体制の検討、そして体制強化について図っていただきますようお願いしたいと思います。

3つ目でございますが、15ページ目の②の5つ目のポツの4行目のところで、現場では、80歳を超えた本人の祖父母であったり両親など、死亡の可能性が限りなく高い親族に対しても戸籍請求を行うことが求められており、非効率な状況でもございます。権利擁護支援を早く必要とする本人のためにも、非効率な状況の改善、そして適切に実施できるように御検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが、今回の中間とりまとめ案の柱の1つは都道府県の機能強化であると

認識してございます。都道府県が取組を進めるに当たっては、都道府県社協との連携が重要と考えてございますし、今後とも、地域の権利擁護支援の充実に向けては都道府県社協としてもこれまで以上に頑張ってもらいたいと思っておりますので、最後に、このことをつけ加えて発言を終了させていただきます。

○大森委員長 4ページ、10ページ、11ページに関わる場所は利用促進室。

○成年後見制度利用促進室長 まず、委員から御発言のありました地域福祉の文言、地域福祉の推進の関係ですね。こちらに関しては文言を盛り込む方向で委員長とも御相談したいと思っております。

次に、日常生活自立支援事業のお話がありました。ここの中間まとめにも、委員から御紹介ありましたように、様々、体制の強化含めて事業を進めていくというか、やっております。今後、関係者等からいろいろ情報収集とかしつつ、よりよい事業となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○大森委員長 15ページは老健局でしょうかね。

○認知症総合戦略企画官 市町村申立ての適切な実施に向けては、先般の市町村実務者協議のとりまとめ後の実態把握なんかもしっかりしていきたいと思っておりますし、また市町村申立てが適切に実施されるように改めて市町村に働きかけをしていきたいと考えております。

○大森委員長 中村さんの御発言ございましたので、それでは、河野委員に代わって御出席の津田室長さん、都道府県の代表として御意見ございますでしょうか。

○河野委員代理 宮崎県の津田でございます。

次期計画において都道府県の機能を強化されるということにつきましては、成年後見制度の利用促進をする上で必要なことであって、その方向性については賛成であるということで、県の担当者としても頑張っていきたいと思っております。

その上で、都道府県の機能に関することについて御意見を申し上げたいと思います。7ページでございます。下から6行目の⑤「都道府県自らの取組の実施」というところでございます。ここに担い手の確保や市町村・中核機関職員等を含めたというのがございまして、最後のところですが、けれども、「都道府県自らが直接実施する」という記述がございまして、担い手の確保につきましては、後見の担い手と一緒に後見に係る業務を行うのはやはり市町村、もしくは社協の方で、育成の段階から、県だけではなくて市町村や社協さんも直接関わったほうがよいと思います。実際に市町村からもそういった声があります。

また、「直接実施する」という表現をいたしますと、都道府県が実施する方法が直営のみで、委託での実施を禁止するという読み方もできると思いますので、したがって、ここではあくまでも都道府県の役割を定めるものとして、9ページの中段に同じような表現がございまして、その表現と併せて、「市町村単独では取り組みにくい課題への対応については都道府県が市町村等と緊密に連携をとりながら積極的な役割を果たすことが期待される」などの表現が適切ではないかと考えます。

併せまして、今の2点目でございますけれども、同じ9ページの中段のマル1のイのところでございますが、「具体的な取組」の2つ目のポツのところ。「都道府県は、関係機関の連携の確保又は自ら市民後見人の育成等を行うことについて、積極的な役割を果たすことが期待される」という点ですけれども、ここについても同じような表現で合わせて、「自ら」という文言を削除したほうがよいのではないかと考えます。

以上でございます。

○大森委員長 御指摘ですけれども、ここは宮崎県の取組などについての御説明があって、委員の皆さん方の中、「自ら」ということに意味があるのですね。都道府県、積極的に自ら乗り出す。しかし、その場合、御指摘にございましたように、市町村と連携なしにはできませんから、そこはそのとおりだと思いますけれども、ここを、今、削除という御要求ですけれども、私としては、これは今回は入れさせていただいても特段に何か都道府県に御迷惑かけることはないのではないかと考えているので、今回は都道府県の役割を少し全面的に押し出したいということもございますので、「自ら」というのを取るか取らないかについて、私に任していただくと、取りません。ただ、皆さん方の御意見があれば伺いますけれども、いかがなものでしょうか。積極的に都道府県が動いてほしいということの趣旨を生かすために、少しここは修正してもいいと考えているのですけれども、そのように考えておきたいと思えます。これは促進室ですかね。

○成年後見制度利用促進室長 委員の先生方も、現場の方の、社協等もあると思えますので、伺いたいですけれども、そういった御意見とか踏まえながら。

ただ、今回1つ大きなところとしては、都道府県による市町村のバックアップ体制を、最初絵で見せましたけれども、そういった図柄がありますので、そういった形でやってくと。ただ一方で、市町村がやるところというのはあるので、そういったところは修正も含めながら考えていくのかなど。事務局としてそう考えております。ほかにいい考えがあれば伺いたいと思えますけれども。

○大森委員長 これは、伊東市長さん、おいででしょうか。

○伊東委員 はい。倉敷市でございます。

今お話がありました都道府県の役割のところ、私もちょうど意見を申し上げたいと思っておりましたが、今回の計画の改定で、都道府県のこの事業全体に対する関与について、我々、市町村・中核機関、また社協等にとって都道府県の果たしていただきたい役割ということは非常に大きいと思っております。

市町村の中だけで完結できる場合もあるのですけれども、例えば専門職団体等は都道府県単位で設置している場合が多いなど、市町村をまたいだ連携や、家庭裁判所との連携についても、概ね都道府県ごとに家庭裁判所の本庁が設置されていることから、都道府県には家庭裁判所との連携をしていただきたいということもありまして、都道府県の役割は非常に大きいと思っております。

また、成年後見制度に関する研修等につきましても、もちろん都道府県だけではないで

すが、市町村で実施する、市町村職員に対する研修、もしくは市民後見人の育成等の研修など、研修の内容によって違うと思うのですが、都道府県と市町村が一緒に行うもの、また、これまで都道府県がされていなかったものも自ら行っていただくこともあると思っておりますので、都道府県の役割についてぜひ積極的な表現を使っていただきたいと思います。そういう意味では、今日最初に松崎室長が、参考資料4の4ページ下の概略図の説明をされておりまして、左側の現行計画のイメージでは中核機関と市町村が広報・相談を中心に地域連携ネットワークづくりをするということで、右側の次期計画のイメージでは中核機関と市町村を都道府県が後ろから矢印で押しているという絵になっています。我々、自治体・市町村の役割分担等あると思いますけれども、ぜひこの中核機関・市町村、それから都道府県も一緒になって地域連携ネットワークづくりをするというイメージで、この都道府県が市町村を後ろから押す矢印のイメージでなく、都道府県は中核機関・市町村と並んでいただきたいという思いを大変持っております。

それから、地域連携ネットワークづくりでの市町村の役割について、中間とりまとめ(案)の資料の4ページから5ページにかけてでございますけれども、4ページ下の(3)で点が1個、5ページの2個目と3個目の点にも市町村について書いてあります。5ページ1個目の点にある、「次期計画においても…」ということについて、市町村が主体となって地域連携ネットワークづくりに取り組むという気概はもちろん持っておりますし、頑張っているわけでございますが、2個目の点で、市町村による地域の実情に応じた柔軟な実施体制の検討をすることについて書いてある役割のうち、「複数の市町村にまたがる区域でのネットワークづくり」や、「圏域などの複数市町村単位」、「都道府県単位で役割分担する」などは、市町村にはできないことでございますので、これらはまさに県の役割になると思います。この辺りの役割について、はっきりと市町村でできること、もしくは市町村と都道府県が連携しないとできないことなど、書き直しをぜひともお願いしたいと思っております。

それから、次の6ページの都道府県の役割について、我々、市町村は非常に県に対して期待を持っております。そういった都道府県の役割について、6ページの2の(1)、1個目の点に、「市町村単位では解決が困難な広域的な課題への対応」と書いてありまして、2個目の点で、人口規模が小さく、社会資源が乏しい町村部は体制整備が進みにくいので、都道府県による体制整備支援を強化すること等が記載されていますが、先ほども申し上げましたように、都道府県は、都道府県単位での大きな地域連携ネットワークをつくっていただいて、広域的な課題への対応の流れを作っていただき、市町村が行う体制整備の後押しをはじめとして、都道府県は市町村と一緒に役割を果たしていただきたいと大きく期待を申し上げますので、書き加えていただければ大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 先ほど津田室長さんの御発言がございまして、今の伊東市長さんの御発言もございまして、両方ともよく考えてみまして、ちょっと事務局と相談して、修文が必

要であれば修正いたしますけれども、ということで、恐縮ですけれども、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。ある程度修正せざるを得ないのではないかと思いますので、修正の可能性を含めまして御了解いただければと思います。

○新井委員 新井ですけれども、よろしいですか。

○大森委員長 この件についてでしょうか。どうぞ。

○新井委員 今の宮崎県さんの発言についてですけれども、私も、都道府県の役割が重要であるということは、成年後見制度利用促進法にもきちんと書かれていることなので、ぜひ県の役割というものを重視して考えていただければと思います。

以上です。

○大森委員長 手嶋さん、どうぞ。

○手嶋委員 最高裁判所家庭局の手嶋でございます。

中間とりまとめ案でございますが、成年後見制度の利用促進の取組が、「地域における権利擁護」、そして「地域共生社会の実現」という大きな目標に向けた取組の基本的なパーツの一つであり、そのようなあり方の実現を目指すのであるという認識が明確に示されているものと感じました。前回の専門家会議でも申し上げたのですけれども、ワーキング・グループを含むこれまでの議論を通して、個人的にも強く実感したところでもあり、裁判所としましても、そのような視点を持って司法機関として引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えたところではあります。

所感めいたものになりますが、3点、具体的なところを申し上げたいと思います。

まず、11ページの4の(1)ですが、中核機関のコーディネート機能の強化に関して記載がございます。申立て段階で親族の後見人候補者がいない事件が増加しているということは既に御紹介させていただいているところですが、そうした現状にも鑑みますと、市民後見人など多様な担い手の確保・育成と事案に即した適切なマッチングということがこれからはますます重要な課題になるものと認識をしております。

そこで、広報機能、相談機能のほか、受任者調整、マッチングなどの支援、担い手の育成支援を含む中核機関のコーディネート機能、後見人支援機能の今後の強化に非常に期待しているところです。

次に、19ページ(2)に意思決定支援の理念の浸透について、裁判所との関連でも記載させていただいております。最高裁としましても、引き続き裁判所職員に対して積極的に国の研修を傍聴するように働きかけを続ける予定です。当初は、意思決定支援の実践についてなかなか主体的に取り組みにくかった、距離感があったと申しますか、そのような状態にあった職員が研修に参加した後は意識が変わり、率先して意思決定支援の理解促進に向けて発信するようになった例にも接しているところでして、個々の職員の意識の変化が意思決定支援に対する有機的な理解の浸透に結びつくように引き続き支援してまいりたいと思っております。

最後に全般的なところになりますが、裁判所としては、今後も基本計画の趣旨を踏まえ

ました、自治体、中核機関との実質的な連携を図るべく、敷居が高いなどの御指摘にも引き続き真摯に向き合いつつ、相互理解を深めていきたいと考えております。この関係でいろいろと御指摘をいただいておりますが、各市町村に対応する支部なども含めた連携にも留意すべきとの御意見も踏まえ、本庁を中心とした連携の取組と成果が支部なども含めた管内全体で実質的に共有され、円滑に連携を図っていけるように引き続き支援してまいりたいと思っております。

それから最後に、都道府県のお話が先ほどございましたが、家裁の現場からも、カウンターパートとして、やはり都道府県の役割の重要性について、いろいろと声が聞こえてきているところです。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。後半のワーキング・グループで検討すべき議論も含まれていますので、最初に室長から御説明ください。

○成年後見制度利用促進室長 今言った点も含めまして、中間とりまとめ案までは地域連携ネットワークワーキング・グループを中心に議論しました。地域全体としてどういった支える体制をつくっていくかということになりました。中間とりまとめ以降は、福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループということで、支援もあれば監督もあるというのが、不正防止の話もございましたけれども、成年後見制度の仕組みということでございます。

そういった中で中核機関の機能の見直し、こういった話も出ていますけれども、こういったことも含めてどういった形で次期計画へ進めていくか、これを議論していただきたいと思えます。併せて、成年後見制度運用改善等に関するワーキング・グループにおきましても、実際に裁判所も含めましてどういった形で運用していくことが利用される御本人のためによりよくなるかということでございますので、今後、裁判所を含めましてその連携のあり方、そしてどういった運用をしていくかということも議論するというところで、また議論を深めていけるように、事務局としても準備してまいりたいと思えます。

私のほうからは以上です。

○大森委員長 裁判所に対してもいろいろ期待するところが大きいので、多分御意見があると思えます。

住田さん、後で御発言いただく予定ですので、それでは、永田さんと星野さん、どうぞ。

○永田委員 ありがとうございます。まず、これまでワーキング・グループ等での多岐にわたる意見をまとめていただきました事務局の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、私からは、修文の願いはございませんけれども、特にこれまで発言させていただいてきた内容に絞って今後の議論につながる点について申し上げたいと思えます。

1つ目は、4ページの(2)地域連携ネットワークづくりの基本的な考え方についてです。これまで包括的な支援体制や重層的支援、体制整備事業と権利擁護支援の体制整備を

一体的に推進すべきだと発言してきましたが、そのことを明記していただくとともに、国が具体的な推進方策を検討する必要があるということを書き込んでいただいたことは大変意義があると考えています。

同時に、どうしてそれが必要なのかという点について、単純に相談支援を包括化して効率化していくということではなくて、孤立、孤独という問題に対して地域とともに取り組んでいく必要があるという、何のためにという部分を明記していただいたことは、取組を進める市町村の皆さんがどうしてこれらを一体的に進めていく必要があるのかという点を正しく理解していただくために重要な記載であったのではないかなと考えています。

2点目ですけれども、9ページのマル1、市民後見人の育成・活躍支援についてです。これまで、「活用」という表現ではなく、市民の主体的な後見を表す表現にしてほしいと申し上げてきました。言葉の問題だと思われるかもしれませんが、言葉は意味をつくって実態に影響しますので、今回、市民後見人を共生社会の実現に向けた参加支援や地域づくりという観点から捉えていただいたことは大きな変化だと思っています。

同時に、同じく9ページで、国を主語として推進策を進めると書いていただいています。この内容を引き続き検討していただきたいと思っています。

最後に、12ページの機能強化の基本方針についてです。上山先生の御指摘とも関連しますが、4つの機能を整備していく主語として、地域連携ネットワーク及び中核機関を位置付けておられます。いろいろな考え方があるかと思いますが、広報、相談、利用促進、後見人支援という4つの機能は中核機関だけで担うのではなくて、地域連携ネットワークが一体的に担っていくということだと理解しています。相談支援もそうですけれども、どこか1つに押しつけるのではなくて、のりしろを出し合って解決策を考えていく、そういう時代になっているのだと思います。

先ほど来出ているように、都道府県、それから家庭裁判所の皆様、三士会の皆様、そうした皆さんで協力して4機能を整備していく、そういう方向性を明確にする意味で、私はこのような記載で進めていただきたいと考えています。

以上になります。ありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございました。

星野さん、どうぞ。

○星野委員 ありがとうございます。社会福祉士会の星野です。

3点ほど申し上げたいと思います。御挨拶はちょっと省略いたします。本当にとりまじめありがとうございました。私のほうからは、今後のワーキングに係る部分もあるかと思いますが、3点です。

まず1点目は、今も話題になっていましたが、都道府県の役割のところにも関わりますが、9ページの、今、永田委員からもお話ありましたが、「市民後見人の育成・活躍支援」のこの「具体的な取組」というところです。これは国の役割でもあるかとは思いますが、都道府県のところで、先ほど津田委員からもお話がありましたが、自ら市民後見人

の育成等を行うというところの育成の中身は、研修の実施だけではなく、今も実際に都道府県で行われていると思うのですが、県内の市民後見取組に向けての好事例を周知するための連絡会などもやっていると思うのですね。そういったことも含めた市民後見の取組状況、多様な取組状況を周知していくというところが国の推進策でもあり、また都道府県の大きな役割でもあるのではないかとこのところで、少し表記を追記いただけるといいかなというのが1点目です。

それから2点目です。15ページの(4)「家庭裁判所の役割と連携に向けた取組」、これは恐らく今後のワーキングで具体的な家庭裁判所との連携のあり方というところが出てくると思うのですが、先ほど手嶋委員からもお話がありましたマッチングのあり方というところを非常に家庭裁判所も関心を持たれているというところでは、なかなか難しい状況は分かりながらも、ぜひ家庭裁判所が地域の協議会等に参加していただきたい。参加できている市町村もまだまだ多くないと思います。私は東京なのですが、家庭裁判所が市町村レベルの連絡協議会等には参加がなかなか難しいという実情があります。それを具体的にどういう形をとることで参加できるのかという連携のあり方を今後議論を進めていく必要があると感じております。

それから最後になりますが、16ページのところです。専門職団体の役割と連携。これはまさにこれからの議論になると思うのですが、新保委員からの御発言にもありました不正防止に対する取組というところも各専門職団体いろいろやっているところもございしますが、こういった後見人としてのなり手、担い手というところだけではなく、その地域の中で安心してこの制度が活用できるような専門職団体の取組というのは求められてくると思いますので、こういったところもぜひ今後議論を進めていきたいなというところです。

以上3点です。ありがとうございました。

○大森委員長 今後議論しなければいけない論点だと私も思います。ありがとうございました。住田さん。

○住田委員 ありがとうございます。私からは2点、意見を述べさせていただきます。

まず初めに、9ページ目のイの市民後見の取組の3つ目のポツで国が主語になり養成研修のカリキュラムの見直しの検討などとその他の推進策を進める必要があるという箇所です。

その具体例として、調査研究などの検討をお願いしたいと思います。市民後見人を推薦する事案の考え方については、地域によって首長申立てや後見類型に限定するなど、異なっています。この事業では自治体や中核機関などと家庭裁判所が事案に対する情報交換や共通認識を持って市民後見人の推薦や、市民後見活動に対するバックアップの仕組みが重要ですが、現状ではバンク登録者の1割ほどしか選任されていないため、推薦できる事案が少ないことや、家庭裁判所との情報共有が十分でないことも一因になっていると思われます。

地域によっては、申立人や類型にかかわらず、事案を多職種で検討し、推薦するなど、

家庭裁判所との連携も相まって、選任率が高い地域もあります。地域ごとの実態も調査していただき、阻害要因や促進要因を明らかにするとともに、選任だけでなく、その他の様々な活動による参加支援や地域づくりの支援につながっている事例の紹介などから、この事業が地域共生社会における取組の一つであることの意義を含め、市町村や都道府県に広く周知していただくことをぜひお願いしたいと思います。

2点目は質問ですけれども、10ページ目のイのところですね。先ほど手嶋委員から最高裁判所の取組についてお話しいただきました。また、この内容では、最高裁判所は各家庭裁判所における選任の際の考慮事項を集約し、明確に共有可能な形で整理するなどして、家裁と中核機関の間の必要な意見交換が可能となるよう積極的に後押ししていただけるとの記載があります。

ここから、整理したものを示していただけると理解いたしました。地域によっては既に法人後見の取組を検討している動きもありますので、それがいつ頃誰に対してお示しいただけるのか、現段階でお答えできる範囲でお願いできればと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。最初の9ページのところは、推進策についての御提案でございますので、これは現場を担っている老健局の企画官から。

○認知症総合戦略企画官 市民後見人の受任の状況だとかそういったことについて調査研究、あるいは広く周知をとということでございますので、それについてはしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○大森委員長 10ページは、最高裁判所。

○最高裁判所事務総局家庭局第二課長 ありがとうございます。最高裁でございます。

法人の選任に際して裁判所が考慮する要素等の集約と共有に取り組みたいと考えているところでございます。もっとも、選任の実例はいまだ多くなく、地域的にも偏りがございまして、特に新規の選任に際しましては、見定めのために必要となる法人の正確な実情把握等につきまして、裁判所も手探りの面がございまして、また、法人自体への着眼と併せ、実際の選任に際しては、本人が当該法人から既に一定のサービスを受けている場合の利益相反等も重要かつ難しい問題でございます。裁判所におきましても、監督人の要否を含め選任に関する考え方についてさらに検討を深める必要がありますところ、多角的な観点からの検討、情報、そして知恵が必要でございまして、この点でも関係機関との意見交換、連携が重要であると考えているところでございます。

そのような意味で、こういった認識の共有は中核機関や法人後見の育成に携わる機関を対象とすることを念頭に置いており、各家庭裁判所と関係機関の継続的な意見交換に役立てたいと考えているところでございます。

他方、先ほど述べましたとおり、選任の実例が必ずしも多くないことや地域的な偏りもあること、法人後見の考慮要素の判断が複雑であることなどを踏まえると、どのようなものをいつお示しするかということを実時点では明らかにするのは難しい面もあるところでござ

ざいますが、可能でございましたら、まずは、例えば9月のワーキング・グループで法人後見が取り上げられるということでございましたら、その場において当該時点で説明可能な大枠のようなものをお示しして御意見を賜りたいということも考えているところでございます。

長くなりまして、恐縮でございます。以上でございます。

○大森委員長 最後の点はぜひお願いします。私からも。

大筋いろいろ皆さん方の御意見を伺ってきましたけれども、最後に、山野目先生から御意見があれば伺いたいと思います。

○山野目委員 ありがとうございます。4つの意見を申し述べます。

1点目は、秋口から、司法と福祉、行政のワーキングが始まります。本日御提示いただいた意見を踏まえて進めてまいりたいと考えます。新保委員、星野委員から、専門家であっても不正があるという御指摘があり、不正行為防止をどうするかという重要な問題点の指摘、問題提起をいただきました。久保委員から、10ページの法人後見に関連して、親亡き後という観点からのお話をいただき、利益相反の問題について考えなければいけないという御指摘をいただきました。こうしたものをしっかり受け止めてまいります。

2点目といたしまして、もう少し大きなフィロソフィに関わる問題でありますけれども、花俣委員が互助という言葉の問題性を上げたこと、上山委員が公助との関係でおっしゃったこと、これらは特定のワーキングというよりは、この会議の後半の検討において常にそれぞれの立場で意識していかなければならないということも感じました。

3点目、文章表現に関連してでございますが、まず、櫻田委員から、18ページのところ、「できる限り本人の意思を尊重し」とあるうちの「できる限り」についての問題提起をいただきました。私からの提案として、「できる限り」を削ってはどうか。「できる限り」という言葉で起案なさった方が表現しようとしたものは、「尊重し」という言葉の中にも含まれていると考えますから、その上に「できる限り」というものをさらにくっつけるということになってきたときの弊害というのを櫻田委員がおっしゃったと理解いたしました。

最後に、文章表現で維持していただきたいというお願いで、1ページから2ページ、注4も含めてでございますけれども、成年後見制度が、高齢者や障害者に加え、子ども、生活困窮者などの人たちのための様々な支援、活動のネットワークと連動しながら地域における包括的、重層的な支援体制を形づくっていくという、この記述は極めて重要であります。維持していただきたいと望みます。高齢者や障害者の視点に限らない、地域共生社会の中に成年後見制度を位置付けるというすばらしい観点が提示されています。現行の計画にはなかった広角の視点がここに提示されていて、この考え方を維持しながら、新しい基本計画の下での様々な施策を強く推進していくべきであると考えます。

以上4点について、御答弁は要りません。私として感じたことを意見として申し上げました。

○大森委員長 ありがとうございます。引き続き検討すべき事案が多々ございますけれども、本日、中間的なとりまとめ案について、皆さん方の御意見を伺いました。既に修文しようと言った部分もございますし、少し検討を要することもございますけれども、恐縮ですけれども、私、事務局、場合によりましては主査の先生方と御相談して最終的な案文にしたいと思っておりますけれども、一任していただけるでしょうか。皆さん方の御了解があればそうさせていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○大森委員長 本日も、山本副大臣御出席でございますので、最後に一言お願いしましょう。

○山本副大臣 ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、次期基本計画の中間とりまとめに関しまして大変充実した議論をしていただき、心から、御礼、感謝を申し上げる次第でございます。

専門家会議におきまして、本年3月から本会議が3回ということを知っております。また、地域連携ネットワークグループ、これを7回、また運用改善等のワーキング・グループを1回開催した上で、この次期基本計画において迅速に取り組むべき内容を中心に、この中間とりまとめに向けた議論を行っていただいた次第でございます。本当に感謝申し上げます。

この中間とりまとめに関しましては、今もずっと議論がございましたけれども、地域共生社会の実現に向けまして、権利擁護支援を位置付けた上で、成年後見利用促進の取組を進めること、また権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針を盛り込んでいただくなど、大変重要な方向性を示していただいている次第でございます。

先ほどもお話ございましたけれども、行政としましては、この中間とりまとめを踏まえまして、必要な取組の準備、速やかに進めてまいりたいと思う次第でございます。今後は12月を目途に次期基本計画案の最終とりまとめを行っていくことになる次第でございますけれども、このとりまとめに向けましては、先ほどもございました、福祉・行政と司法の連携強化、また成年後見制度の運用改善等の2つのワーキング・グループに精力的に議論を行っていただくことになる次第でございますので、またよろしくお願い申し上げます。

引き続き皆様の御協力をよろしくお願いする次第でございます。今日は大変にありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございます。

事務局から、今後の予定について。

○成年後見制度利用促進室長 本日はどうもありがとうございました。中間とりまとめにつきましては、大森委員長と御相談した上で近々に公表いたします。

次の第10回の専門家会議は8月23日の午後2時からの開催を予定しております。また、

本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に、委員の皆様それぞれに御確認いただいた上でホームページに掲載いたします。よろしくお願いいたします。

○大森委員長 本日は以上でございます。御協力いただきまして、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。